

対話でわかる! 民法改正のポイント 債権関係



弁護士 小島 幸保

第6回 ■ 定型約款

弁護士 ● 民法改正によって新設される規定に「約款に関するルール」があります。
社 長 ● 約款というと、あの小さな字で長々と書かれている契約内容のことですね?

弁護士 ● はい。保険契約、クレジットカード契約など、不特定多数の顧客を相手方として画一的な内容を定めたものです。

社 長 ● あれは、なかなか目を通す気にならないのですが…。

弁護士 ● 多くの方が目を通さないのをいいことに、事業者側に一方的に有利な内容を盛り込んで契約を締結させ、顧客がその内容に拘束されてしまうとすれば、問題ですね。

社 長 ● それでも契約自体は有効なのですか。

弁護士 ● 消費者であれば、消費者契約法などの法律に基づいて無効主張できる可能性があります。これに対して、事業者間の契約ならば、無効とするのがなかなか難しいと思われます。たとえ文字が小さく膨大な内容でも、顧客は契約内容を確認することができますから。

社 長 ● いっそのこと、約款などというものを認めなければいいのでは?

弁護士 ● 例えば、電気などのライフラインに関する契約や、電車を利用する時の運送契約などにも約款が設けられています。現代社会では、大量の取引に画一的に定めておく必要があると思います。

社 長 ● 確かにそうですね。改正法ではどのようなルールが設けられるのですか。

弁護士 ● 「**定型約款**」という用語を定め、**これについてのみ、民法のルールを適用することとしています**。そこで、定型約款に該当するかどうかがまず問題となります。定型約款とは、①定型取引に用いられる、②当該定型取引の当事者の一方により、③契約の内容とすることを目的として準備されたものの条項の総体を指します。

社 長 ● …さっぱり分かりません。

弁護士 ● 一般の契約は、誰が取引相手かが重要ですが、定型約款では、顧客の個性には着目せず、不特定多数を相手方とします。また、取引の内容が画一的なものが対象となります。

社 長 ● 一般にBtoCの取引で「約款」と呼ばれているものは、定型約款と見え

そうな気がします。

弁護士 ● そうですね。ただ、取引の相手方は消費者に限られません。事業者間のインターネット関係のサービスなども定型取引に当たります。

社 長 ● 定型約款が契約内容になるのはどのような場合ですか。

弁護士 ● ①定型約款を契約の内容とすることを合意したとき、又は、②定型約款を準備した者が予め定型約款を契約の内容とすることを相手に表示していたときです。これらの場合、個別の条項について合意しなかったとしても、定型約款の個別の条項に顧客が拘束されることとなります。

社 長 ● インターネット上の「約款に同意する」の欄にチェックを入れたり、「約款が適用されます」と書かれた契約書にサインすれば、定型約款の個々の内容を受け入れたということになるのですね。

弁護士 ● しかし、どんな内容であっても拘束力があるということではありません。①相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項で、②その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして信義則に反して相手方の利益を一方的に害するものは、「合意をしなかったもの」とみなされ、拘束力は生じません。

社 長 ● 「約款を変更しました」というお知らせが来ることも多いですが、一方的に変更もできてしまうのですか。

弁護士 ● 取引を取り巻く事情の変化により、変更の必要性が生じることはありますよね。改正法では、次のようなルールを定めました。「変更が顧客の一般の利益に適合するとき」、又は、「変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定め有無、その内容その他変更に係る事情に照らして合理的であるとき」は、変更後の定型約款について合意があったものとみなされ、個別の合意は必要ありません。

社 長 ● 無制限に変更できるわけではないということですね。

弁護士 ● 変更に当たっては、定型約款を変更すること、変更後の内容、効力発生時期をインターネット等で周知しなければならないという手続も定められました。

Communication

* 今すぐ学習したい科目、必要な科目を1科目から学習できる! *

納税協会の「総務管理者養成講座」
【通信セレクト】・【e-通信セレクト】(eラーニングタイプ)
29年12月申込み受付開始!

詳しくは
各納税協会のホームページ



をクリック!

<https://www.nouzeikyokai.or.jp/seminar/>

科目選択は学習方法に合わせた2つのタイプから

- ◆ 通信セレクト…テキスト独学と添削指導で実務処理能力アップを
- ◆ e-通信セレクト…テキストとネットの両方で納得いくまで反復学習*

(※受講にはWindowsパソコンでのインターネット接続が必要です。)

1. いつからでも受講できます。
2. 各タイプとも、1回の申込みで3科目までの選択が可能です。
1回のお申込みにつき、学習期間は選択した科目数に関わらず90日*となります。
(※通信セレクト…添削指導受付期間。e-通信セレクト…ネット受信可能期間。)
3. 実務知識を重点に編集されたテキストと配付資料
4. 担当スタッフには、司法書士・会計士・税理士・社労士等の専門家を揃えています。

履修科目 ①総務実務 ②経理実務 ③源泉徴収事務
④社会保険事務 ⑤労働保険事務 ⑥労務管理事務
(以上の6科目から選択)

受講料 通信セレクト、e-通信セレクトとも(納税協会会員) 10,980円
(消費税込) 1科目につき(一般) 12,960円

● 全6科目受講でコース修了を目指すなら――。

◇【通信コース】・【e-通信コース】、常時受け付けています。

◇平成30年4月開講の【講義コース】「大阪教室」、「神戸教室」も受付を開始しました。



公益財団法人 納税協会連合会 事業部
〒540-0008 大阪市中央区大手前1-5-33 (納税協会ビル6階)
TEL 06-6937-5115 FAX 06-6937-5502

新刊書のご案内

平成30年3月申告用 **所得税の確定申告の手引**

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にとりまとめた工夫編集。申告書の記載例については、平成29年分で使用されるすべての申告書の様式と多くの附属計算書の記載例を示し、わかりやすく解説。

小林義治 編 ■B5判1,116頁/定価:本体 2,000円+税



平成30年3月申告用 **税理士のための確定申告事務必携**

所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告

多忙な確定申告期の事務処理を効率的に確実に処理するための必須項目を厳選し、確定申告実務のポイントを要領よくまとめた税務専門家必携の書。

堀三芳・勝山武彦 著 ■B5判494頁/定価:本体 3,000円+税

平成30年3月申告用

**住宅ローン控除・住宅取得資金贈与の
トクする確定申告ガイド**

マイホームの購入やリフォームをめぐる減税措置・給付措置のポイントを、わかりやすく解説。所得税の確定申告書の書き方についても多くの事例を掲載。

みどり税理士法人 税理士 塚本和美 著 ■B5判232頁/定価:本体 1,400円+税



平成30年3月申告用

一目でわかる医療費控除

事例による可否判定と申告の仕方

医療費控除をめぐる質疑・可否判定を一目でわかる「○」「×」方式で回答。確定申告書の作成方法=「確定申告書A」「確定申告書B」の2種類の申告書様式により具体例でやさしく解説。

小林義治 編 ■B5判256頁/定価:本体 1,400円+税

実務で使う

法人税の耐用年数の調べ方・選び方

基本的な耐用年数の調べ方から特殊な耐用年数の決定や、耐用年数省令に掲載された各資産の詳細など、「耐用年数」の選定に特化し、イラストを交えてわかりやすく解説。

税理士 小谷羊太 著 ■B5判232頁/定価:本体 2,000円+税



◆お求めはお近くの納税協会へ